

大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市イノベーション創出支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 補助金は、本市が、大学の保有する研究成果・技術をもとにした、産学連携の研究開発事業に対して、その費用の一部を補助することにより、優れた技術を掘り起こして、その実用化に向けた取組を加速し、もって本市の経済成長及びイノベーション創出に寄与することを目的とする。
- 3 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、別途定める「大阪市イノベーション創出支援補助金 実施要領」（以下「実施要領」という。）に従わなければならない。

(補助の対象)

- 第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (1) 研究成果・技術をもとにした産学連携による研究開発事業であること。
- (2) 実証データの取得や試作品の製作等、研究成果・技術の実用性を検証する事業であること。
- (3) 大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人（別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守しているもの）との連携による研究開発事業であること。
- (4) 事業を実施する研究代表者及び研究従事者のいずれもが当該事業と実質的に同一の研究課題について他の補助金を受けていないこと。
- 2 補助の対象となる者は、産学連携を推進する組織を有する大学とする。
- 3 大阪市内にある大学においては、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合も、補助事業の対象とするものとする。
- (1) 第1項第1号、第2号及び第4号の規定に該当すること。
- (2) 産学連携を推進する組織を有し、その所在地が大阪市内にあること。
- (3) 大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人（別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守しているもの）との連携による研究開発事業であること。
- (4) 前号に規定する大阪市内に事業所を有する民間企業、又は大阪市内に事業所を有する個人は、研究成果・技術が実用化した場合、大阪市内に事業所を設ける、もしくは大阪市内に事業所を有する民間企業と連携し、実用化したものを販売す

る等の経済活動を1年以内に大阪市内で行うことを所定の誓約書をもって誓約すること。

(補助の対象となる経費と補助率)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、「別表」に掲げるもの(ただし、経費に含まれる消費税、地方消費税、源泉所得税その他の租税相当額を除く。)とする。

2 補助金の額は、前項に定める経費の2分の1に相当する額で、上限を200万円とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 補助金以外の補助対象経費については、第2条第1項第3号及び第3項第3号の連携先がその資金を負担することを所定の誓約書をもって誓約すること。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、所定の書類を添付して、市長に対し実施要領で定める期間内に産学連携を担当する部署を通じて提出しなければならない。

(補助事業の採否の検討)

第5条 補助金交付の対象となる事業の採否は、大阪市イノベーション創出支援補助金検討会(以下「検討会」という。)で検討する。

(基準)

第6条 検討会は、補助金の交付申請があった場合は、提出された補助金交付申請書(様式第1号)の記載内容について、次の各号に定める項目に関して、市長に意見を述べ又は助言するものとする。なお、別途経済戦略局(平成25年度までは都市計画局)が実施するマッチング会を契機として組成された案件について、当該補助金に交付申請があった場合は、一定の優遇措置を加えるものとする。

- (1) 研究内容の妥当性
- (2) 企業等との連携による新事業創出への発展性
- (3) 新事業創出の効果

(交付決定)

第7条 市長は、検討会の意見又は助言を踏まえ、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、また、補助金の不交付の決定をしたと

きは、その旨を理由を付して、大阪市イノベーション創出支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。なお、補助金の総額は、本補助金に係る当該年度の予算の範囲内とする。

- 2 市長は、募集期間最終日の翌日から起算して60日以内に当該申請に係る補助金の交付又は不交付の決定を行うものとする。なお、申請者が本市の指示により当該申請に係る書類の補正に要した日数は除くとともに、60日目が土曜日、日曜日、休日であるときは、翌開庁日を期限とする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による交付決定通知書を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日とする。
- 3 第1項の規定による大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請取下書の提出があったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認申請書（様式第5-1号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認申請書（様式第6-1号）を市長に対し提出し、それぞれ大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認通知書（様式第5-2号）又は大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認通知書（様式第6-2号）により承認を受けなければならない。ただし、変更後の補助金申請額は、変更前の補助金交付決定額を超えることができないものとする。

- 2 前項の軽微な変更とは、変更前の補助金交付決定額からの減額が20%以内であるものとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

（補助事業の委託）

第10条 補助事業者は、成果を得るために直接必要となる研究であり、補助事業の根幹をなす本質的な部分を外部の機関に委託してはならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により

特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市イノベーション創出支援補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 市長は、補助金の交付の決定を取消し又は変更した場合において、補助事業の当該取消し又は変更に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めものとする。

（補助事業等の適正な遂行）

第12条 補助事業者は、補助金を他の用途に使用してはならない。

（立入検査等）

第13条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

- 第14条 補助事業者は、補助事業を実施要領で定める日までに完了しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市イノベーション創出支援補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、所定の書類を添付して、補助事業完了後10日以内に市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか

を調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市イノベーション創出支援補助金額確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第17条 規則第17条第3項の規定による通知は、大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業により取得した財産は補助事業者に帰属するものとする。

2 補助事業者は、これらの財産を、補助金の交付の目的に反して使用してはならず、また、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、効率的運用を図らなければならない。ただし、処分を制限する財産及び処分制限期間については、「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件」（平成14年3月25日文科科学省告示第53号）に準ずるものとする。

（関係書類の整備）

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第15条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（成果の公表）

第20条 本市は、補助事業により得られた成果について、その概要を公表することができる。ただし、補助事業者から今後の研究開発又は事業化に支障があると申し入れがあった場合は、協議のうえ一定期間その一部又は全部を公表しないこととする。

（補助事業完了後の調査への協力）

第21条 補助事業者は、本市が、補助事業完了後、その効果を測定するための調査を行う場合は、協力しなければならない。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 2 月 5 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 1 月 23 日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年 5 月 7 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 12 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 12 月 16 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 12 月 9 日から施行する。

別表（補助対象経費）

経費の種類	左の説明
設備費	補助事業の実施に必要となる設備（機械・装置・ソフト）等の購入、これら設備等の改造、修繕又は据付等に必要となる経費。
材料費及び消耗品費	補助事業の実施に必要となる原材料、消耗品、消耗器材等の経費。
旅費	様式第 1-1 号に記載の研究代表者・研究従事者が補助事業の実施のために行う資料・情報収集、各種調査、打合せの実施のために必要な出張経費。 ただし、海外出張及び成果発表のための学会出席の旅費は除く。
謝金	補助事業の実施のために必要であり、臨時的に発生する役務の提供などの協力を得た人への謝礼に必要な経費（限定的な内容・期間の役務にかかる人件費を含む）。
その他（調査費等）	補助事業の実施のための必要となる調査費（講習会・学会（成果発表は除く）参加費、文献購入費、外部委託費等）、印刷製本費、通信運搬費、借料（設備リース又はレンタル料、電子計算機使用料等）等。 ただし、特許に関わる経費は除く。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助事業の実施期間内及び完了後において、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（大阪市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（同条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員および暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。

(様式第1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額

金 _____ 円

2 補助事業の名称、目的及び概要

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 概要

3 補助事業の開始日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日

※開始日は、実施要領2(2)⑤に示す補助事業の開始時期をふまえて設定すること
(青字は、申請時に削除すること)

4 添付書類

大阪市イノベーション創出支援補助金実施計画書
(様式第1-1号)

(様式第 1 - 1 号)

大阪市イノベーション創出支援補助金実施計画書

補助事業名 (研究課題名)	
大学名	
産学連携担当の代表者 (所属、職名、氏名、電話番号、E-mail アドレス)	
研究代表者 (所属、職名、氏名)	
代表者以外の研究従事者 (所属、職名、氏名、本研究における役割)	
補助事業 (研究) の要約	
申請金額	円

研究内容の説明

① 研究の背景

※ 次の項目を記載すること

- ・ 研究の背景
- ・ 研究動向
- ・ 先行特許
- ・ 競合技術

(青字は、申請時に削除すること)

② 研究の内容

※ 次の項目を記載すること

- ・ 目的・目標
- ・ 実用性を検証する内容（使用する実験機器の説明を含む）
- ・ 今回採択された場合、どのような成果が見込まれるか

(青字は、申請時に削除すること)

③ 研究のスケジュール

※ 今回、採択された場合の補助事業のスケジュールを記載すること

(青字は、申請時に削除すること)

④-1 民間企業との連携状況

※ 複数社と連携している場合は全社分記載すること
(連携先が民間企業ではなく個人であれば記載不要)

(企業名)

(代表者)

(担当者・所属・電話番号)

(本 社)

所在地：

電話番号：

従業員数：

資本金：

(大阪市内事業所) ※本社が大阪市外の場合

所在地：

電話番号：

従業員数：

(事業内容)

(事業に対する目論見)

※ 連携先民間企業の経営戦略・事業戦略上の位置づけ又は関連性、事業に対する目論見を記載すること

(今回、連携先が実施する内容)

※ 大学との役割分担を明確に記載すること。なお、補助対象経費外で実施する内容があれば記載すること

(財務状況) 別添のとおり

※ 最新の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を添付すること

(青字は、申請時に削除すること)

④-2 個人との連携状況

※ 連携先のすべての個人について記載すること

(連携先が個人ではなく民間企業であれば記載不要)

(氏 名)

(連絡先) 住 所 :

電 話 :

メー ル :

事業所所在地 :

(事業内容)

(現在の連携状況)

(事業に対する目論見)

※ 連携先個人の事業に対する目論見を記載すること

(今回、連携先が実施する内容)

※ 大学との役割分担を明確に記載すること。なお、補助対象経費外で実施する内容があれば記載すること

(個人の財務状況等) 別添のとおり

※ 開業届、前年度の確定申告書、最新の残高証明書を添付すること

(青字は、申請時に削除すること)

⑤ 誓約事項

この事業の連携先については、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を遵守いたします。



⑥ 新事業創出の効果

※ 新事業を創出した場合を念頭において次の項目を記載すること

- ・今回、採択された場合、補助事業完了後に見込まれる成果が、新事業創出に向けてどう繋がるか
- ・新事業創出の可能性
- ・想定される事業規模
- ・大阪市域に与える波及効果

(青字は、申請時に削除すること)

⑦ 新事業創出までのスケジュール

※ 想定される研究成果・技術の実用化や新事業創出までのスケジュールを記載すること

(青字は、申請時に削除すること)

⑧ 研究代表者、研究従事者が他機関（国や独立行政法人）から受けている、受けることが決定している補助の状況

専門用語の説明

用語	説明

研 究 費 及 び 補 助 申 請 額

【収入】

項目	金額（税抜額）（円）	内容
自己資金※		
大阪市補助金（申請額）		—
合計		—

※自己資金は、連携する企業等が負担するものとする

【支出】

経費項目	研究費 （税込額） （円）	研究費 （税抜額） 補助対象経費 （円）	補助申請額 （税抜額） （円）	内容・積算根拠
設備費				
小 計				
材料費及び消耗品費				
小 計				
旅費				
小 計				
謝金				
小 計				
その他				
小 計				
合 計				—

補助対象外経費	研究費（税抜額） （円）	内容
補助対象外経費計		—

- ※ 補助申請額は、契約毎（発注毎）の研究費に補助率2分の1を乗じた額を上限とする。
- ※ 研究費に謝金を計上する場合は、別に設ける様式（大阪市イノベーション創出支援補助金役務計画書）により、謝礼にかかる役務の内容や期間等について詳細を示すこと。
- ※ 合計欄は、経費項目毎の額を合算した額で、補助申請額は1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※ 収入の合計額と、支出の研究費合計額＋補助対象外経費計額は等しくなる。
- ※ 収入の大阪市補助金額と、支出の補助申請合計額は等しくなる。

大阪市イノベーション創出支援補助金役務計画書

役務の期間	※想定される役務が生じる期間を記載すること		
役務の内容	※想定される役務について、具体的内容や要する時間等を記載すること		
謝金の額 (源泉所得税込額)	※源泉所得税を含む金額 を記載すること	謝金の額 (源泉所得税抜額)	※源泉所得税を除く金額 を記載すること
謝金の内訳	※想定される役務に対する謝礼について、その内訳や積算などを記載すること		
備考	※その他、特記事項があれば記載すること (青字は、申請時に削除すること)		

※研究費に謝金を計上する場合のみ、謝金に相当する役務について記載して提出すること

※補助事業のみに要する役務であることが分かるよう記載すること。

※補助事業の実施にあたり新たに雇用された臨時補助員等にかかる経費を計上する場合は、その時間給額に役務に要する時間を乗じて算出された額とする

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

誓 約 書

大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第2条第3項の規定に基づき、当該要綱を理解したうえで申請します。

本補助事業完了後、本研究成果・技術が実用化した場合、連携先の企業が大阪市内に事業所を設ける、もしくは大阪市内に事業所を有する民間企業と連携し、実用化したものを販売する等の経済活動を1年以内に大阪市内で行います。

なお、大阪市内で経済活動を行っていない場合、貴市の指示に従います。

※大阪市内にある大学が、大阪市内の企業又は個人との連携による研究開発事業を申請する場合は、本誓約書を提出すること

(青字は、申請時に削除すること)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

誓 約 書

大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第3条第3項の規定に基づき、当該要綱を理解したうえで申請します。

補助金以外の補助対象経費については、連携先がその資金を負担します。

※全ての申請において、本誓約書を提出すること

(青字は、申請時に削除すること)

(様式第2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
 - (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金については、次の理由により交付しないこととしたので大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて通知のあった大阪市イノベーション創出支援補助金の交付決定について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5-1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容、理由及び金額)

- ※ 変更する内容、理由及び金額を記載の上、変更前後の各経費項目の金額、内容及び積算根拠が確認できる別紙を添付すること
(青字は、申請時に削除すること)

(様式第5-2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金変更承認申請書について承認しましたので通知します。

(変更する補助事業の名称)

(変更する内容)

- 補助金交付決定額の20%を超える減額
- 補助金交付決定額の20%を超える経費項目間の流用

(変更後の補助金額)

金 円

(当初決定額：金 円)

(様式第6-1号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第6-2号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大阪市イノベーション創出支援補助金中止・廃止承認申請書について承認しましたので通知します。

(中止・廃止する補助事業の名称)

(様式第7号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所
大学名
代表者

大阪市イノベーション創出支援補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業の名称

2 補助金の予定金額 金 円
(補助金の交付決定額 金 円)

3 添付書類

- (1) 研究成果報告書、研究成果報告書概要版、及び左記書類を収めた電子媒体 (CD-ROM)
- (2) 収支決算書 (様式第8-1号)
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第8-1号)

収支決算書

【収入】

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減 (円)	内容
自己資金*				
大阪市補助金				
合計				-

*自己資金は、連携する企業等が負担する旨を示した書類を添付すること

【支出】

経費項目	内訳			予算額 (円)		決算額 (円)		差引額 (①-②)	支払 年月日	支払先	整理 番号
	具体的な内容	単価	数量	補助対象経費	①予算額 (補助予定額)	補助対象経費	②決算額 (補助予定額)				
設備費											
小計	-	-	-						-	-	-
材料費及び消耗品費											
小計	-	-	-						-	-	-
旅費											
小計	-	-	-						-	-	-
謝金											
小計	-	-	-						-	-	-
その他											
小計	-	-	-						-	-	-
合計	-	-	-						-	-	-

補助対象外経費	予算額（円）	決算額（円）	増減	内容
補助対象外経費計				-

- ※ 補助額は、契約毎（発注毎）の研究費に補助率2分の1を乗じた額を上限とする。
- ※ 研究費に謝金を計上する場合は、別に設ける様式（大阪市イノベーション創出支援補助金役務報告書）により、謝礼にかかる役務の内容や期間等について詳細を示すこと。
- ※ 合計欄は、経費項目毎の額を合算した額で、補助額は1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※ 収入の合計額と、支出の研究費合計額＋補助対象外経費計額は等しくなる。
- ※ 収入の大阪市補助金額と、支出の補助合計額は等しくなる。

大阪市イノベーション創出支援補助金役務報告書

役務の期間	※実際の役務が生じた期間を記載すること
役務の内容	※実際の役務について具体的内容や要した時間等を記載すること
謝金の内訳	※役務に対する謝礼について、その内訳や積算などを記載すること
備考	※その他、特記事項があれば記載すること (青字は、申請時に削除すること)

※研究費に謝金を計上する場合のみ、謝金に相当する役務について記載して提出すること

※補助事業のみに要した役務であることが分かるよう記載すること。

※補助事業の実施にあたり新たに雇用した臨時補助員等にかかる経費を計上する場合は、その時間給額に役務に要した時間を乗じて算出された額とする

(様式第9号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

大阪市指令 第 号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大阪市イノベーション創出支援補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令 第 号にて交付決定した大阪市イノベーション創出支援補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市イノベーション創出支援補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由